

学校図書館をいっしょに考えてみませんか？ 第2弾

栃木子どもの本連絡会の「学校図書館を考えるプロジェクト」では、子どもの一番身近にある図書館、“学校図書館”のあるべき姿、そして学校司書の必要性をより多くの人と考えていきたいと願っています。今回は、子どもたちの置かれている現状を読書の質まで踏み込んで考えてみましょう。

< “学校図書館” はどこにあるのでしょうか >

“学校図書館”とは、学校の図書室のことです。

学校図書館法 第3条（設置義務）学校には、学校図書館を設けなければならない。

と、法律に定められています。

ですから、すべての学校に、“学校図書館”は必ずあるはずですよ。

では・・・・・・・・

校内のどこにあるか知っていますか？

入ったことはありますか？

その蔵書を自分の目で確かめたことはありますか？

そこには、いつも本について相談できる人はいますか？

もちろん、
あるさ！！

え、ほんと？

< “学校図書館” の役割はなんでしょう >

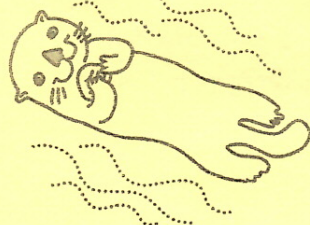
主に2つあります。

大切な役割があるんだね。

ほくも利用したい

- ① 授業で必要な資料を提供すること
- ② 子どもたちの自由な読書のために本を提供すること

今回は、② “自由な読書のために本を提供する” について考えていきたいと思います。



<子どもたちは、どんな本を読んでいると思いますか？>

子どもは、基本的に本が好きなのではないでしょうか。それは、体を動かしエネルギーを発散させるのと同じように、未知のものを知りたい、知っていることを確かめたいという子どもの本質的な欲求だと思います。体を動かすのが“動”であるならば、本に向かうのは“静”であり、その両方が子どもたちの心身の成長に必要だと思います。

では、子どもたちが触れている本の世界はどんなものなのでしょうか？ 普段、子どもたちがよく手に取る本を見てみましょう。下記資料はその一例です。

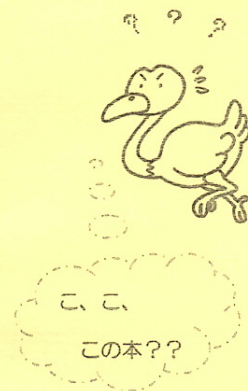
<5月1か月間に読んだ本> 多い順から10冊抜粋

小4 (男子)

『ミッケ!』
『かいけつゾロリとまほうのへや』
『日本の歴史』
『かいけつゾロリつかまる!!』
『かいけつゾロリのでんごととじごく』
『かいけつゾロリのメカメカ大きくせん』
『原子力のサバイバル②』
『西遊記』
『注文の多い料理店』
『かいけつゾロリ イシシ・ノシシ大ピンチ!!』

小4 (女子)

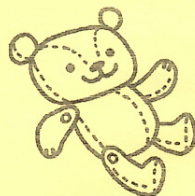
『アナと雪の女王』
『黒魔女さんが通る!!②』
『ミッケ!』
『ヘレン・ケラー』
『赤毛のアン』
『長くつ下のピッピ』
『アクリイにおまかせ』
『かいけつゾロリとまほうのへや』
『殺人レストラン』
『鏡の国のアリス』



学校図書館 No.769 / 2014年11月号より

書店でもよく見かける本が並んでいます。奇想天外なストーリーが続き、擬態語や、漫画やクイズが多くちりばめられているもの、ドラマ化、映画化され、話題性のあったものなどが多く見受けられます。シリーズものも、手軽で人気です。次から次へと読み進むことでゲームをクリアするような快感を得、全巻読破することが目的となってしまう場合もあります。高学年でも、低学年時代のシリーズものから抜け出せない子もいれば、シリーズものばかりに手が伸びる子もいるようです。

子どもには子どもならではの感性があります。その感性豊かなときに触れる本から得られるものが、ただ読み終える快感というのでは、知的貧困状態といえるのではないのでしょうか。



小学生でさえスマートフォンを手にする現代において、どんな本であれ、まず、図書館には子どもを引き寄せ、容易にとびつかせる“呼び水”のような本を置くべきだという声があります。その“呼び水”は本当に必要なのでしょうか？ なかには、必要な子もいるでしょう。でも、“呼び水”の有無にかかわらず、子どもをより高みへ、考える読書へと導くのは誰でしょう？

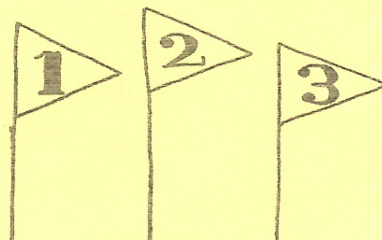
この役目を担うのが、司書(学校図書館・公共図書館)だと私たちは考えます。

本を手にする子どものそばに、いつもいて欲しい存在です。

<子どもたちを取り巻く問題>

では、私たち大人は“子どもと読書”をどのような観点で見ているのでしょうか？

私たちの生きる情報社会では、“わかりやすいこと”を第一に考え、なんでも数値化することが推奨される傾向にあります。そして、数値化しやすいものに目が行きがちです。たとえば、子どもたちの読書を論じる上で、バロメーターとしてしばしば使われるのが、「本を何冊借りたか」というものです。“子どもの読書量が増えた”と安易に喜んでいませんか？ 読書量と読書力とは同じではありません。統計数値の増減で、子どもの読書力は測れません。読んだ冊数で子どもたちの能力を評価しようとすれば、子どもたちを、安易なもの、簡単に読めるもの、シリーズものへと走らせることになるでしょう。それでは、考える力、生きる力を育む良書に触れる機会を奪うことになりかねません。読書の真の喜びを知らぬまま大きくなって、手を伸ばす先が、容易に得られるスマートフォンからの情報や、さらさら読み流せる本や雑誌ばかりというのでは、とても残念です。



<模索の中で>

現在、年間に出版される児童書は、約4,500点にのぼり、学校図書館の選書対象となる本も増えるばかりです。近頃では、テレビドラマやCM、映画なども、子どもの選ぶ本に強く影響を与えています。そのため、学校図書館の数多い蔵書の中から、子どもが自分で良書を選びだすのはますます難しくなっています。一方、昔から読み継がれ、親しまれてきたあまり目立たない本があります。これらの中から未来ある子どもたちに是非読んでほしいと思う本を、誰がどのように選び、子どもたちに手渡すか。これができるのは、日々子どもたちに触れる機会に恵まれ、子ども一人ひとりの読書傾向を知り、児童書に精通する学校司書にほかなりません。これこそプロの仕事だからです。

これが、学校司書の重要な仕事の1つだと私たちは考えます。

子どもの心をわくわくさせ、安心させてくれる本。そんな良書に出会えたとき、子どもは、想像の翼を広げ自由に羽ばたくことができるでしょう。幼い時から本の世界に自分の居場所を見つけられることは、心の安定にもつながります。特に思春期を迎え、心身ともに不安定な子どもたちにとって、良書が大きな助けとなることを“本を心の友とすることができた大人”である私たちは、よく知っています。かつて子どもであった私たちがそうであったように、時代が変わろうとも、子どもたちに良質な本を手渡す導き手が必要です。



子どもが多くの時間を過ごす学校において、子どもたちの最も身近にあり、どの子どもも分け隔てなく自由に利用できる学校図書館にこそ、常に子どもに寄り添い、良書を手渡すことのできる大人がいることが望まれるのです。

それが、学校司書だと私たちは考えています。

《学校図書館をめぐる国の動き》

- 2011年12月 学校図書館担当職員配置経費として、初めて150億円が計上される。
- 2012年4月 「第4次学校図書館図書整備5か年計画」に加え、学校図書館担当職員配置経費約150億円の地方財政措置が始まる。(金額は単年度。2013、2014年度も継続)
- 2013年6月 「学校図書館法の一部を改正する法律案(仮称)骨子案」が提示される。
- 2014年3月 文部科学省「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について(報告)」が公表される。

<学校図書館法一部改正、「学校司書」法制化へ>

2014年6月に「学校図書館法の一部を改正する法律案」(施行は2015年4月1日)が成立しました。

(学校司書)

第6条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員(次項において「学校司書」という。)を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(注：附則、附帯決議は省略)

今回の改正のポイントは、以下の2点です。

- ① 第6条が新たに設けられ、「学校図書館担当職員」や「学校図書館指導員」など呼称がさまざまであったものが、「学校司書」として法文に初めて明記されたこと。
- ② 国、地方公共団体による学校司書配置の推進や研修の実施を努力義務としたこと。

<学校図書館はどのように変わるのでしょう？>

これまで学校司書の配置がなかった自治体でも、新たに配置がすすむことが予想されます。



<法改正後も残る問題点>

- ① 学校司書の資格要件などの規定がなく、専門性や養成についての検討が尽くされていないこと。
- ② すでに「専任・専門・正規」の学校司書が配置されている学校では、①により学校司書の水準が引き下げられる可能性があること。
- ③ 学校図書館法第5条に定められている「司書教諭」との役割分担が曖昧であること。
「第5条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」
(注：司書教諭は2003年4月以降、12学級以上の学校への配置が義務付けられた)
- ④ 学校図書館法の根拠である学校教育法で、学校司書を「置かなければならない職員」として明記していないこと。

このたびの法改正は、学校図書館に司書の配置を求める市民、関連団体などの長年の働きかけや学校図書館への期待を受け、その必要性に対し、国が一定の認識を示したものだといえるでしょう。また今回の法改正は、専門性や職の在り方の検討を求めた附則、配置水準の維持などを求めた衆参両委員会の附帯決議を伴っています。法的拘束力はないものの、今後の検討においてはこれらを尊重することが求められています。

ただ単に「人がいる」だけでは、十分に学校図書館の機能を発揮できません。千差万別の実態を踏まえつつ、専門性の確立や処遇等の論議の拡充が、今後も強く求められています。

栃木子どもの本連絡会「学校図書館を考える」プロジェクト